

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための  
日本国とポルトガル共和国との間の条約の説明書

外  
務  
省



目 次

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 一 | 概説               | 一 |
| 1 | 条約の成立経緯          | 一 |
| 2 | 締結の意義            | 一 |
| 二 | 条約の主要な内容         | 一 |
| 1 | 適用対象及び定義に関する規定   | 一 |
| 2 | 二重課税の回避等のための規定   | 一 |
| 3 | 二重課税の除去の方式に関する規定 | 二 |
| 4 | 効力発生及び適用         | 二 |
| 5 | その他              | 二 |
| 6 | 議定書              | 三 |
| 三 | 条約の実施のための国内措置    | 三 |



## 一 概説

### 1 条約の成立経緯

政府は、ポルトガル共和国との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結するため、平成二十三年（二十一年）六月以来、ポルトガルとの間で交渉を行ってきた。その結果、条約の案文について最終的合意に達し、同年十二月十九日にリスボンにおいて、日本側在ポルトガル四宮大使とポルトガル側パウロ・ヌンシオ税制担当財務副大臣との間でこの条約の署名が行われた。

### 2 締結の意義

この条約は、OECDモデル租税条約の内容を基本としつつ、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、人的交流及び経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避を目的として、ポルトガルとの間で課税権を調整するものである。この条約の締結により、国際標準に沿った情報交換の実施により国際的な脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とポルトガルとの間で課税権の調整が図られることとなり、相互の人的交流及び経済的交流がより一層促進されることが期待される。

## 二 条約の主要内容

この条約は、前文、本文二十九箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主要内容は、次のとおりである。

### 1 適用対象及び定義に関する規定

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用することを規定している（第一条及び第二条）。また、「租税」、「者」等の用語を定義するとともに、居住者の振り分け及び恒久的施設の範囲について規定している（第三条から第五条まで）。

### 2 二重課税の回避等のための規定

不動産所得については、不動産所在地国において課税することができること（第六条）、一方の締約国の企業の事業利得について

は、当該企業が他方の締約国に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ他方の締約国において課税することができること（第七条）、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税することができること（第八条）を規定するとともに、配当、利子及び使用料については、源泉地国での限度税率（第十条から第十二条まで）を規定している。また、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができること（第十三条）、給与所得については、役務提供地国における滞在期間が百八十三日を超えない等の一定要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができること（第十四条）、法人の役員報酬については、当該法人の居住地国において課税することができること（第十五条）、個人が芸能人等として取得する所得等については、役務提供地国において課税することができること（第十六条）並びに退職年金及び政府職員の報酬についての課税の原則（第十七条及び第十八条）を規定するとともに、学生等が受け取る一定の給付については、滞在地国において免税とすること（第十九条）について規定している。さらに、これらの条に規定がないその他の所得については、居住地国課税を原則とすること（第二十条）を規定している。

### 3 二重課税の除去に関する規定

我が国及びポルトガルにおいては、いずれも外国税額控除方式等により二重課税を除去することを規定している（第二十二条）。

### 4 効力発生及び適用

各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行うこと、及びこの条約は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずることを規定するとともに、この条約の適用については、各締約国における税制の現状を反映した規定としている（第二十八条）。

### 5 その他

両締約国の企業の間には商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法並びにその場合の課税上の調整方法及び調整の期間制限（第九条）、取引の主要な目的が条約の特典を受けることである場合の条約の特典の制限（第二十一条）、租税に関する無差別待遇（第二十三条）、条約の規定に適合しない課税についての申立て並びに権限のある当局の間での協議及び仲裁手続（第二十四条）、両締約国で課される全ての種類の租税に関する情報の交換（第二十五条）、外交使節団又は領事機関の構成員の租

税上の特権とこの条約との関係（第二十六条）並びにこの条約の終了（第二十九条）について規定している。

## 6 議定書

両締約国で課税上の取扱いが異なる事業体を通じて取得する所得に対するこの条約の適用関係（議定書2）、「不動産から生ずる所得」の範囲（議定書3）、ポルトガルが我が国の事業税に類似する租税を導入する場合の条約第八条2の規定の適用関係（議定書4）、匿名組合契約から得られる所得及び収益について源泉地国の国内法令に従って課税することができること（議定書5）、「組合」の範囲（議定書6）、課税所得の計算上受益者に支払う配当を控除することができる法人が支払う配当に対し、源泉地国において適用される限度税率（議定書7）、ポルトガル内で生ずる利子であって、輸出及び開発を促進することを目的とし、かつ、我が国により資本の全部を所有される機関が受益者であるものは、我が国のみが課税することができること（議定書8）、ポルトガルが、我が国以外の国との間で当該国の居住者である銀行が受益者である利子についてポルトガルにおいて租税を免除する協定を締結したときは、我が国との間においても締約国の居住者である銀行が受益者である利子について源泉地国免税とすること（議定書9）、破綻金融機関株式の譲渡収益については、一定の要件の下、株式発行人の居住地国において課税することができること（議定書10）、相互協議手続に係る仲裁手続の対象となる事案を限定すること及びポルトガルが、我が国以外の国との間で仲裁に関する規定をより広い範囲で適用する内容の二国間条約を締結したときは、我が国との間においても当該二国間条約と同じ範囲の事案を仲裁手続の対象とすること（議定書12）、相互協議手続に係る仲裁手続及びその補則事項（議定書13）並びに情報の提供を拒否することができる場合（議定書14）について規定している。

## 三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

